

～教育・保育給付認定について～

○教育・保育給付認定について

幼稚園・保育所・地域型保育施設などの教育・保育サービスを受けるために、市町村の認定を受ける必要があります。認定証は施設への入所（新規または継続）や待機状況を問わず交付されます。認定区分については以下のとおりです。

1号認定	3歳以上の教育を希望する子ども（幼稚園利用希望者）
2号認定	3歳以上の保育を希望する子ども（保育所利用希望者）
3号認定	3歳未満の保育を希望する子ども（保育所利用希望者）

さらに、保育施設利用の2号認定・3号認定児童については、保護者の就労状況等により、以下の保育時間に認定されます。ただし、実際の利用は就労時間等に合わせた時間となります。

保育標準時間認定	保育必要理由	120 時間/月以上の就労、妊娠出産、病気療養等
	通常保育時間	7:00～18:00
保育短時間認定	保育必要理由	64 時間/月以上の就労、求職活動、育児休暇等
	通常保育時間	8:00～16:00

○認定変更について

保育施設を利用するにあたっては、家庭で保育できない状態が続いていることが必要であり、認定内容に変更があった場合には届出が必要です。また、虚偽の届出をした場合には認定を取り消す場合があります。

◀届出が必要な主な事例▶

- ◇就職・転職（勤務条件変更含む）・退職等により保育必要理由に変更があったとき
※父母のいずれかが求職中や就労状況が証明できない場合は、保育認定期間及び入所承諾期間が3か月となり、求職中の状況が続けば期間満了をもって退所となる場合があります。
- ◇妊娠・出産や育児休業取得等により保育を必要とする理由に変更があったとき
- ◇婚姻・離婚・死亡等により世帯状況（保護者状況）に変更があったとき
- ◇修正申告等により住民税が変更となることで保育料等が変更となるとき

○2号・3号認定の切り替えについて

年度途中で3歳になる子どもについては、誕生日2日前までが3号認定、誕生日の前日より2号認定となります。認定証を改めて交付しますので、申請の必要はありません。

・ 求職中の取り扱い

父母のいずれかが求職中で就労状況が証明できない場合は、保育の認定期間及び入所承諾期間が3か月となります。就職が決まった場合には『就労証明書』を提出し、再認定を受ける必要があります。また、仕事を辞めて求職中となった場合も届出が必要です。

お問合せ

大崎市民生部

子育て支援課子ども保育担当

TEL：0229-23-6040